

時短要請協力金を給付します



大分県からの要請

2021.5.11

要請内容

- (1) 営業時間を5時から**21時まで**の間としてください
- (2) 酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは**20時まで**としてください

要請期間 対象地域

- (1) 大分市・別府市 令和3年5月12日(水) 0時 ~ 5月31日(月)24時 (20日間)
- (2) その他の市町村 令和3年5月14日(金) 0時 ~ 5月31日(月)24時 (18日間)
※やむを得ない場合は、5月17日(月)から

対象施設

- 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等**
- ◆具体例：レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設
 - ◆対象外となる施設例（詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします）
テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

時短要請協力金の概要

給付要件

- 通常時、夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること
- 要請期間において、時短要請に依拠していない日がないこと
- 業種別ガイドラインを遵守していること
- お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと

給付金額

(★) 1日当たり給付額の算出方法

1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数

(※1) 1日当たり売上高
令和元年または2年の飲食部門5月売上高 ÷ 31日

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高 (※1)	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

◆大企業（売上高減少額方式）

1日当たり売上高減少額 (※2) の4割

【上限額】「20万円」または「1日当たり売上額の3割」のいずれか低い額

(※2) 1日当たり売上高減少額
(令和元年または2年の飲食部門5月売上高 - 令和3年の飲食部門5月売上高) ÷ 31日

提出書類

必要書類の詳細については、あらためて県ホームページでお知らせします（電子申請または郵送での提出を予定しています）

申請期間

令和3年6月以降を予定しています
あらためて県ホームページでお知らせします

問い合わせ先／大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
TEL：097-506-3283、3284、3289、3290（平日9～17時）